



第IV章

施策展開の方向

- 1 基本理念から施策展開の方向まで
- 2 14の施策展開の方向

1 基本理念から施策展開の方向まで

本計画における大きな目標「基本理念・みどりの将来像・将来像の実現に向けた目標」と、それらを達成するための「7つの基本方針」に基づく「14の施策展開の方向」の体系は以下のとおりです。



計画における目標と基本方針から施策展開の方向までの体系図

基本方針と施策展開の方向における推進施策及び実施事業・制度などの体系

7つの基本方針

14の施策展開の方向

推進施策及び実施事業・制度など

基本方針1

1 みどりをみんなで守り、つくり、再生し、育てながら活かす意識の共有と連携

- 【I】(1) 2.湘南国際村めぐりの森のみどりの再生に向けた連携
- 【I】(2) 11.市民緑地制度の適切な運用、12.保存樹木指定の検討
- 【I】(3) 17.水辺環境の保全と再生の推進、18.里山的環境保全・活用の推進、19.かがみ田谷戸の再生・活用の推進、20.外来生物対策の推進
- 【I】(5) 24.市街化区域内樹林地保全支援制度の運用、26.民有樹林地の保全手法の検討、27.景観重要樹木の指定と育成管理に向けた検討
- 【II】(3) 45.記念植樹の促進に向けた検討
- 【II】(4) 47.緑地協定制度の継続
- 【III】(1) 49.継承の森における活動の推進、50.みどりの基金の充実に向けた新たな財源確保手法の検討・実施、51.みどりに対する技術や知識を有する人材の活用と育成の推進、52.自然に関する環境教育・環境学習の実施、53.みどりを守り・つくり・育てるための啓発と活かすための情報発信の推進、54.みどりに関する顕彰制度設置に向けた検討
- 【III】(2) 56.産・学・官の連携によるプログラムの検討
- 【III】(3) 58.市民による花いっぱい運動の実施、59.自然環境活動団体の交流の促進と活動に関する情報発信の推進、60.市民・NPO・事業者・行政の役割分担あるいは連携によるみどりの保全・創出の推進

2 みどりを活かし親しみながら、みどりを大切にする意識と活動を未来へ継承する取り組みの推進

- 【I】(2) 12.保存樹木指定の検討
- 【I】(3) 13.生物多様性の確保に向けた調査の実施及び保全手法の検討、17.水辺環境の保全と再生の推進、18.里山的環境保全・活用の推進、19.かがみ田谷戸の再生・活用の推進、20.外来生物対策の推進、21.多様な生物が育まれ水辺環境にふれあうことのできる水田等の再生・活用に向けた検討
- 【I】(4) 22.極端気象への対応を考慮した樹林地管理のあり方検討
- 【I】(5) 27.景観重要樹木の指定と育成管理に向けた検討
- 【II】(1) 38.横須賀エコツアーの推進
- 【II】(3) 45.記念植樹の促進に向けた検討
- 【II】(4) 47.緑地協定制度の継続
- 【III】(1) 49.継承の森における活動の推進、50.みどりの基金の充実に向けた新たな財源確保手法の検討・実施、51.みどりに対する技術や知識を有する人材の活用と育成の推進、52.自然に関する環境教育・環境学習の実施、53.みどりを守り・つくり・育てるための啓発と活かすための情報発信の推進、54.みどりに関する顕彰制度設置に向けた検討
- 【III】(2) 56.産・学・官の連携によるプログラムの検討
- 【III】(3) 58.市民による花いっぱい運動の実施、59.自然環境活動団体の交流の促進と活動に関する情報発信の推進、60.市民・NPO・事業者・行政の役割分担あるいは連携によるみどりの保全・創出の推進

基本方針2

3 安全・安心の確保に寄与するオープンスペースの整備

- 【II】(1) 33.都市公園等の安全・安心対策の推進
- 【II】(2) 42.公共施設の緑化及びみどりの育成に配慮した維持管理ガイドラインの適切な運用

4 防災性を高めるための樹林地の維持・管理と、安心して利用できるみどりの場づくり

- 【I】(2) 7.保安林制度の適切な運用による保全の継続
- 【I】(3) 18.里山的環境保全・活用の推進
- 【I】(4) 22.極端気象への対応を考慮した樹林地管理のあり方検討、23.公共施設における倒木危険度調査手法の検討と実施
- 【I】(5) 26.民有樹林地の保全手法の検討、28.谷戸地域のみどりの再生に向けた検討
- 【II】(1) 33.都市公園等の安全・安心対策の推進
- 【III】(1) 49.継承の森における活動の推進

基本方針3

5 多様な生物が生息・生育・繁殖できる場の保全・創出

- 【I】(1) 1.近郊緑地保全区域及び近郊緑地特別保全地区の土地利用制限等による保全の継続、2.湘南国際村めぐりの森のみどりの再生に向けた連携、3.「重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区」の方針に基づく緑地保全、4.(仮称)三浦半島国営公園の誘致の推進
- 【I】(2) 6.緑地保全地域制度及び特別緑地保全地区制度の導入に向けた検討、8.自然環境保全地域の土地利用制限の継続
- 【I】(3) 13.生物多様性の確保に向けた調査の実施及び保全手法の検討、14.自然林保全制度の運用、15.「公共施設における自然植生の保全に向けた考え方」の適切な運用、16.指定文化財(天然記念物)の保全の継続、17.水辺環境の保全と再生の推進、18.里山的環境保全・活用の推進、19.かがみ田谷戸の再生・活用の推進、20.外来生物対策の推進、21.多様な生物が育まれ水辺環境にふれあうことのできる水田等の再生・活用に向けた検討
- 【I】(4) 22.極端気象への対応を考慮した樹林地管理のあり方検討
- 【I】(5) 24.市街化区域内樹林地保全支援制度の運用、25.みどりの寄附制度の適切な運用、26.民有樹林地の保全手法の検討
- 【II】(1) 31.都市公園の配置・機能の適正化に向けた検討、32.(仮称)長坂緑地の活用手法の検討、35.みどりの機能を活かした都市公園等の充実及び適切な維持管理の推進
- 【II】(2) 39.港湾緑地などの維持・整備の推進、40.道路のみどりの維持と緑化の推進、41.河川環境の整備の推進、42.公共施設の緑化及びみどりの育成に配慮した維持管理ガイドラインの適切な運用
- 【II】(4) 47.緑地協定制度の継続、48.都市緑地法に規定された緑化の推進に関する未運用制度導入の検討
- 【III】(1) 49.継承の森における活動の推進、52.自然に関する環境教育・環境学習の実施

6 みどりとみどりをつなぐ「みどりのネットワーク」づくりの推進

- 【I】(1) 4.(仮称)三浦半島国営公園の誘致の推進
- 【I】(3) 17.水辺環境の保全と再生の推進、21.多様な生物が育まれ水辺環境にふれあうことのできる水田等の再生・活用に向けた検討
- 【I】(5) 24.市街化区域内樹林地保全支援制度の運用、26.民有樹林地の保全手法の検討、28.谷戸地域のみどりの再生に向けた検討
- 【II】(1) 31.都市公園の配置・機能の適正化に向けた検討
- 【II】(2) 39.港湾緑地などの維持・整備の推進、40.道路のみどりの維持と緑化の推進、41.河川環境の整備の推進、42.公共施設の緑化及びみどりの育成に配慮した維持管理ガイドラインの適切な運用
- 【II】(4) 46.「緑化重点地区」の方針に基づく緑化推進
- 【III】(2) 55.県及び近隣自治体との広域的な連携の推進
- 【III】(3) 57.みどりの積極的な活用の推進

7つの基本方針 14の施策展開の方向

推進施策及び実施事業・制度など

基本方針4	7	みどり豊かな市街地の形成	<ul style="list-style-type: none"> 【Ⅰ】(2) 6. 緑地保全地域制度及び特別緑地保全地区制度の導入に向けた検討、9. 風致地区制度の運用による良好な風致の維持と保全の推進、10. 土地利用調整関連条例(市)の適切な運用(保全) 【Ⅰ】(5) 24. 市街化区域内樹林地保全支援制度の運用、25. みどりの寄附制度の適切な運用、26. 民有樹林地の保全手法の検討、27. 景観重要樹木の指定と育成管理に向けた検討、28. 谷戸地域のみどりの再生に向けた検討 【Ⅰ】(6) 30. 生産緑地のみどりの維持の継続 【Ⅱ】(1) 31. 都市公園の配置・機能の適正化に向けた検討、33. 都市公園等の安全・安心対策の推進、34. 個性と魅力ある都市公園等の充実と積極的な利活用の促進、35. みどりの機能を活かした都市公園等の充実及び適切な維持管理の推進 【Ⅱ】(2) 40. 道路のみどりの維持と緑化の推進、42. 公共施設の緑化及びみどりの育成に配慮した維持管理ガイドラインの適切な運用 【Ⅱ】(3) 43. 土地利用調整関連条例(市)の適切な運用(緑化)、44. 民有地緑化支援制度の適切な運用、45. 記念植樹の促進に向けた検討 【Ⅱ】(4) 46. 「緑化重点地区」の方針に基づく緑化推進、47. 緑地協定制度の継続、48. 都市緑地法に規定された緑化の推進に関する未運用制度導入の検討 【Ⅲ】(3) 58. 市民による花いっぱい運動の実施
	8	みどりに親しめる身近な公園・緑地等の適正配置及び維持管理	<ul style="list-style-type: none"> 【Ⅰ】(2) 11. 市民緑地制度の適切な運用 【Ⅰ】(6) 30. 生産緑地のみどりの維持の継続 【Ⅱ】(1) 31. 都市公園の配置・機能の適正化に向けた検討、32. (仮称)長坂緑地の活用手法の検討、34. 個性と魅力ある都市公園等の充実と積極的な利活用の促進、35. みどりの機能を活かした都市公園等の充実及び適切な維持管理の推進 【Ⅱ】(2) 42. 公共施設の緑化及びみどりの育成に配慮した維持管理ガイドラインの適切な運用
基本方針5	9	交流の場となるみどりの充実と、それらをつなぐプロムナードなどの充実	<ul style="list-style-type: none"> 【Ⅰ】(1) 2. 湘南国際村めぐりの森のみどりの再生に向けた連携 4. (仮称)三浦半島国営公園の誘致の推進 【Ⅰ】(2) 11. 市民緑地制度の適切な運用 【Ⅰ】(3) 21. 多様な生物が生まれ水辺環境にふれあうことのできる水田等の再生・活用に向けた検討 【Ⅱ】(1) 31. 都市公園の配置・機能の適正化に向けた検討、32. (仮称)長坂緑地の活用手法の検討、34. 個性と魅力ある都市公園等の充実と積極的な利活用の促進、35. みどりの機能を活かした都市公園等の充実及び適切な維持管理の推進、37. 歴史的資産と一体となったみどりの積極的な活用の推進 【Ⅱ】(2) 39. 港湾緑地などの維持・整備の推進 【Ⅲ】(3) 57. みどりの積極的な活用の推進
	10	交流の場となるみどりをより身近に親しめるプログラムの充実	<ul style="list-style-type: none"> 【Ⅰ】(1) 4. (仮称)三浦半島国営公園の誘致の推進 【Ⅰ】(3) 18. 里山的環境保全・活用の推進、19. かがみ田谷戸の再生・活用の推進 【Ⅱ】(1) 36. 都市公園等に関する積極的な情報発信の推進、38. 横須賀エコツアーの推進 【Ⅲ】(1) 49. 継承の森における活動の推進、53. みどりを守り・つくり・育てるための啓発と活かすための情報発信の推進
基本方針6	11	都市の街なみと調和した目に見えるみどりの保全・創出	<ul style="list-style-type: none"> 【Ⅰ】(2) 9. 風致地区制度の運用による良好な風致の維持と保全の推進、10. 土地利用調整関連条例(市)の適切な運用(保全)、12. 保存樹木指定の検討 【Ⅰ】(4) 22. 極端気象への対応を考慮した樹林地管理のあり方検討 【Ⅰ】(5) 24. 市街化区域内樹林地保全支援制度の運用、25. みどりの寄附制度の適切な運用、26. 民有樹林地の保全手法の検討、27. 景観重要樹木の指定と育成管理に向けた検討、28. 谷戸地域のみどりの再生に向けた検討 【Ⅱ】(1) 31. 都市公園の配置・機能の適正化に向けた検討 【Ⅱ】(2) 40. 道路のみどりの維持と緑化の推進、42. 公共施設の緑化及びみどりの育成に配慮した維持管理ガイドラインの適切な運用 【Ⅱ】(3) 43. 土地利用調整関連条例(市)の適切な運用(緑化)、44. 民有地緑化支援制度の適切な運用 【Ⅱ】(4) 46. 「緑化重点地区」の方針に基づく緑化推進、47. 緑地協定制度の継続、48. 都市緑地法に規定された緑化の推進に関する未運用制度導入の検討 【Ⅲ】(3) 58. 市民による花いっぱい運動の実施
	12	自然的景観や歴史的・文化的資産と一体となったみどりの保全・創出	<ul style="list-style-type: none"> 【Ⅰ】(2) 6. 緑地保全地域制度及び特別緑地保全地区制度の導入に向けた検討、9. 風致地区制度の運用による良好な風致の維持と保全の推進 【Ⅰ】(3) 14. 自然林保全制度の運用、15. 「公共施設における自然植生の保全に向けた考え方」の適切な運用、16. 指定文化財(天然記念物)の保全の継続 【Ⅰ】(5) 24. 市街化区域内樹林地保全支援制度の運用、25. みどりの寄附制度の適切な運用、26. 民有樹林地の保全手法の検討 【Ⅰ】(6) 29. 農業振興地域整備計画に基づく農業振興の継続 【Ⅱ】(1) 31. 都市公園の配置・機能の適正化に向けた検討、32. (仮称)長坂緑地の活用手法の検討、33. 都市公園等の安全・安心対策の推進、37. 歴史的資産と一体となったみどりの積極的な活用の推進 【Ⅲ】(1) 49. 継承の森における活動の推進
基本方針7	13	地球温暖化に対応(緩和策・適応策)したみどりの保全・創出	<ul style="list-style-type: none"> 【Ⅰ】(1) 1. 近郊緑地保全区域及び近郊緑地特別保全地区の土地利用制限等による保全の継続、2. 湘南国際村めぐりの森のみどりの再生に向けた連携、3. 「重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区」の方針に基づく緑地保全、4. (仮称)三浦半島国営公園の誘致の推進 【Ⅰ】(2) 6. 緑地保全地域制度及び特別緑地保全地区制度の導入に向けた検討、7. 保安林制度の適切な運用による保全の継続、8. 自然環境保全地域の土地利用制限の継続 【Ⅰ】(5) 24. 市街化区域内樹林地保全支援制度の運用、25. みどりの寄附制度の適切な運用、26. 民有樹林地の保全手法の検討、28. 谷戸地域のみどりの再生に向けた検討 【Ⅰ】(6) 29. 農業振興地域整備計画に基づく農業振興の継続、30. 生産緑地のみどりの維持の継続 【Ⅱ】(1) 31. 都市公園の配置・機能の適正化に向けた検討、32. (仮称)長坂緑地の活用手法の検討 【Ⅱ】(3) 44. 民有地緑化支援制度の適切な運用 【Ⅱ】(4) 46. 「緑化重点地区」の方針に基づく緑化推進、47. 緑地協定制度の継続、48. 都市緑地法に規定された緑化の推進に関する未運用制度導入の検討 【Ⅲ】(1) 49. 継承の森における活動の推進 【Ⅲ】(2) 55. 県及び近隣自治体との広域的な連携の推進
	14	骨格となる丘陵部のみどりや自然環境を支えるみどりの保全	<ul style="list-style-type: none"> 【Ⅰ】(1) 1. 近郊緑地保全区域及び近郊緑地特別保全地区の土地利用制限等による保全の継続、3. 「重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区」の方針に基づく緑地保全、4. (仮称)三浦半島国営公園の誘致の推進、5. 自然保護奨励金制度による支援の継続 【Ⅰ】(2) 6. 緑地保全地域制度及び特別緑地保全地区制度の導入に向けた検討、7. 保安林制度の適切な運用による保全の継続、8. 自然環境保全地域の土地利用制限の継続 【Ⅰ】(3) 13. 生物多様性の確保に向けた調査の実施及び保全手法の検討、18. 里山的環境保全・活用の推進、19. かがみ田谷戸の再生・活用の推進 【Ⅰ】(5) 25. みどりの寄附制度の適切な運用 【Ⅱ】(1) 32. (仮称)長坂緑地の活用手法の検討 【Ⅲ】(2) 55. 県及び近隣自治体との広域的な連携の推進

2 14の施策展開の方向

基本方針
1

みどりをみんなで守り、つくり、再生し、育て、活かすとともに、そのみどりと親しみ、みどりを大切にする意識を未来の人々に継承します

施策展開の方向（1）

みどりをみんなで守り、つくり、再生し、育てながら活かす意識の共有と連携

主な施策対象	様々なみどりや生物に対する取り組み、環境教育、連携 など
説明	市民・NPO・事業者・行政の役割分担あるいは連携によって、みんなの力でみどりに対する働きかけをすることの大切さについて意識を共有化していきます。また、みどりだけでなく自然環境全般に関する教育や活動、人づくりを進めます。
主な施策展開例	<p>◇情報発信 みんなでみどりを保全・創出していくことの大切さについて、様々な機会を通じて情報発信などの普及啓発活動を行います。</p> <p>◇環境教育 将来を担う子どもたちの育成にあたり、「みどり」を活かした環境教育を行っていきます。また、環境学習・体験ができる場の充実を図っていきます。</p> <p>◇市民活動団体との連携 自然環境に関する市民活動団体ごとの活動内容や地域の情報交換等を目的に、団体等との連携を図る組織づくりを行います。</p> <p>◇市民・NPO・事業者などの参加・協働によりみどりを守り・つくり・再生し・育てながら・活かす 各種主体者や行政が役割分担や連携しながら、公園、市民緑地、ビオトープ、生物多様性の確保の場などのみどりを守り、つくり、再生し、育てながら活かす活動を促進していきます。</p>

施策展開の方向（2）

みどりを活かし親しみながら、みどりを大切にする意識と活動を未来へ継承する取り組みの推進

主な施策対象	みどりを活かしていく、みどりを守り大切に思う心や活動の継承 など
説明	守り、つくり、再生され、育てられたみどりを、活かしていく施策を推進するとともに、みどりを大切に思う心や活動を継承するための施策を推進します。
主な施策展開例	<p>◇みどりを「活かす」 保全、創出されたみどりを見たり、感じたり、楽しんだりするなど、みどりに親しみながら活かす様々な施策を進めていきます。</p> <p>◇未来への継承 貴重なみどりを未来の人々に継承するための啓発や活動の場・連携・人づくりの充実を図ります。</p> <p>◇環境教育等に関する人材育成 環境教育、自然環境に関する指導者の育成を図ります。</p>

基本方針 2	安全・安心の確保に寄与するみどりを守り、つくり、 再生するとともに、みどりを安全な状態に保ちます
-------------------	---

施策展開の方向（3）

安全・安心の確保に寄与するオープンスペースの整備

主な施策対象	大規模災害時等に役立つみどり など
説 明	公園などのオープンスペースが、火災の延焼防止、大規模な火災からの避難、広域活動拠点などに役立つようにしていきます。
主な施策展開例	◇ 大規模災害時等に役立つみどりの確保 防災機能を持ったみどりづくりや、災害時に役立つ公園づくりを進めます。

施策展開の方向（4）

防災性を高めるための樹林地の維持・管理と、安心して利用できるみどりの場づくり

主な施策対象	丘陵部の樹林地や斜面緑地、街なかのみどり、安全なみどり、防犯 など
説 明	丘陵部のみどりや河川流域・集水域の樹林地や斜面緑地を適切に保全し、維持・管理することで災害を防ぐとともに、誰もが安心して利用できるみどりを保全・創出します。
主な施策展開例	◇ 治山・治水対策 市民生活を守るため、樹林地を適切に保全、維持・管理することにより、治山・治水対策を適切に行います。なお、その際、可能な場合には、自然環境や自然的景観に配慮します。 ◇ 樹林地管理の検討と実践 河川流域・集水域の保水力を高め、土砂流出の危険性を低減させるため、丘陵部の樹林地の倒木処理や、斜面のみどりの適切な維持・管理のあり方について検討していきます。 ◇ 安心して利用できるみどりづくり 利用者の安全を確保するとともに、防犯（見通し等）に配慮したみどりの適切な維持管理を行い、誰もが安心して利用できるみどりづくりを進めます。



安全・安心に関するみどりの方針図

基本方針
3

生物多様性を支えるみどりを守り、つくり、再生するとともに、
多くの生物が調和を持って生息・生育・繁殖できる環境を保ちます

施策展開の方向 (5)

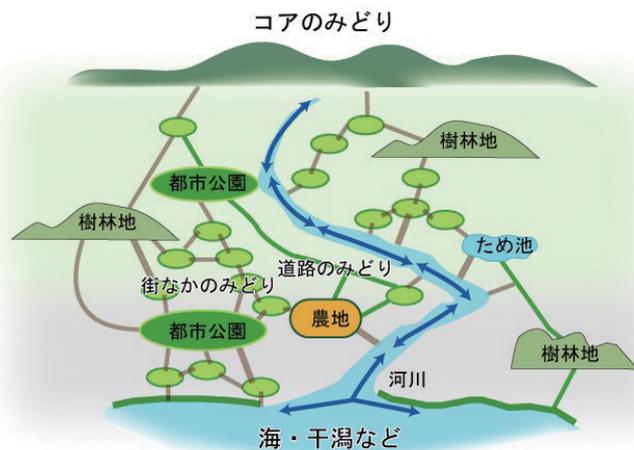
多様な生物が生息・生育・繁殖できる場の保全・創出

主な施策対象	ビオトープ、里山的環境・多自然型環境、外来生物対策 など
説明	みどりは多様な生物が生息・生育・繁殖できる場であるため、そうした場のみどりをより多く保全、創出し、みんなの力で活かしていきます。
主な施策展開例	<p>◇生物多様性の確保に関する周知、啓発 生物多様性の確保における課題と情報を共有し、それらに関する周知、啓発を推進します。</p> <p>◇多様な生物が生息・生育・繁殖する場の保全と創出 都市公園や学校、下水浄化センター（下水処理場）などの公共施設のビオトープを維持するとともに、ビオトープや多自然型環境の新たな設置に向けた検討を行います。</p> <p>◇里山的環境の保全、活用 里山的環境をみんなで再生し、市民・NPO・事業者・行政が役割分担あるいは連携しながら維持・管理を行い、自然に親しめる場を確保します。</p> <p>◇外来生物対策 特定外来生物の排除を行うとともに、その他の外来生物の動向に注意していきます。</p>

施策展開の方向 (6)

みどりとみどりをつなぐ「みどりのネットワーク」づくりの推進

主な施策対象	海辺・河川・道路のみどり、市街地（住宅地や商業地など街なか）のみどり など
説明	多様な生物が生息する場を、海辺・河川・道路のみどりや市街地のみどりで結ぶ「みどりのネットワーク」づくりを進めていきます。
主な施策展開例	<p>◇自然海岸の保全と環境に配慮した港湾施設等の整備 都市公園などとして保全されている自然海岸を維持・管理し、併せて港湾施設や海岸施設の整備目的を優先しつつ、自然環境にも配慮していきます。</p> <p>◇環境に配慮した河川整備 河川護岸や河床の改修時に、自然景観や生態系に配慮した河川環境の整備に努めます。</p> <p>◇道路緑化の推進 既設の道路や新たに道路を整備する際に、街路樹などのみどりを維持したり、みどり豊かな道路整備に努めます。</p> <p>◇街なかのみどりを増やす 市街地のみどりも多様な生物が移動や休息するための大切なネットワークのためのみどりとして捉え、斜面緑地の保全や民有地緑化により市街地のみどりを保全・創出していきます。</p>



みどりのネットワークづくりのイメージ

出典:緑の基本計画ハンドブック改訂版（(一社)日本公園緑地協会）を基に作成



自然環境の保全に関するみどりの方針図

基本方針 4	市民生活と一体となった身近なみどりを守り、つくり、再生するとともに、 快適で心地よい状態に保ち、みどり豊かな市街地を形成します
-------------------	--

施策展開の方向（7）

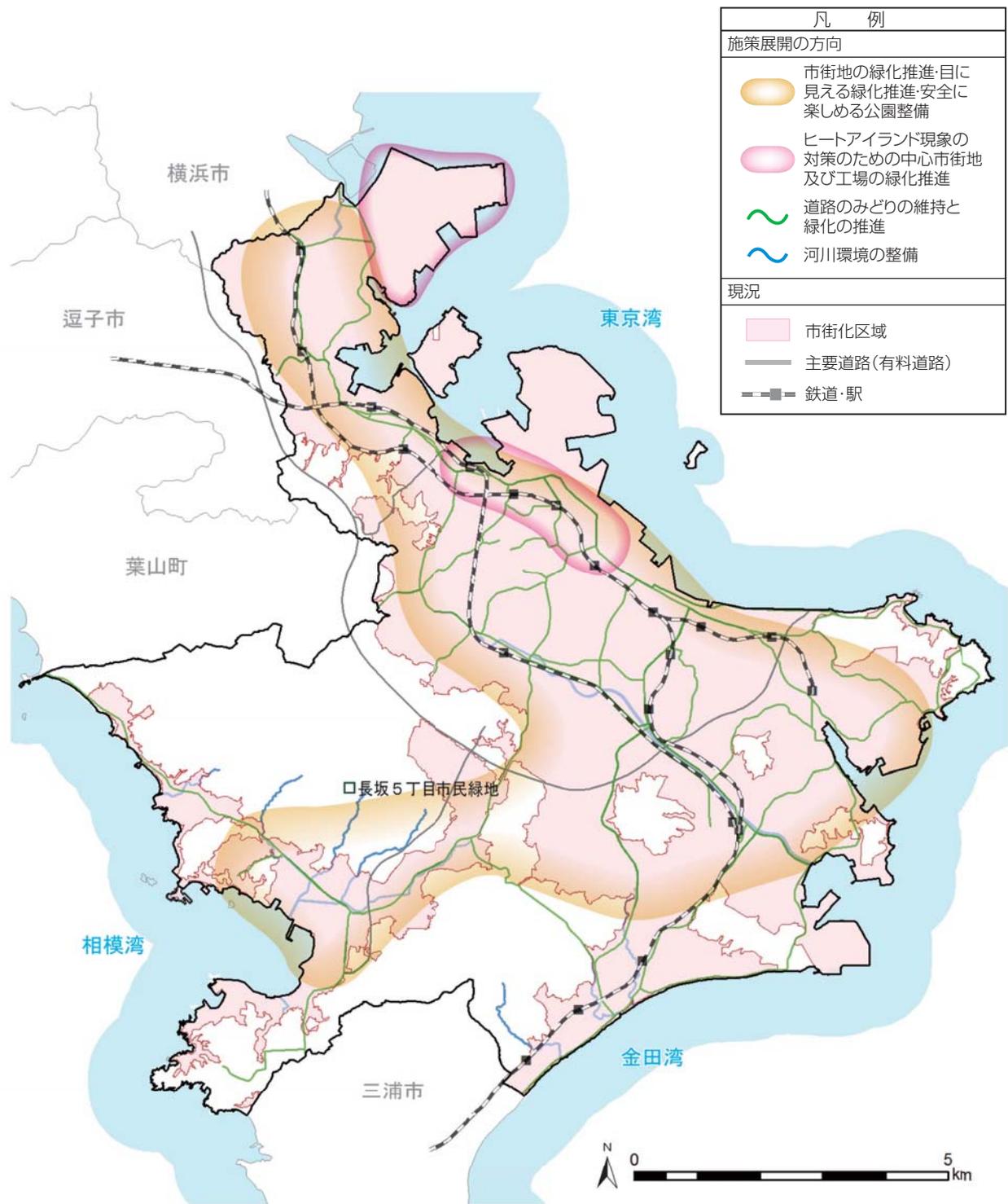
みどり豊かな市街地の形成

主な施策対象	市街地のみどり（住宅地や商業地など街なかのみどり） など
説明	既に市街地が形成されている地域や今後住宅地が整備される地域において、みどりを増やし、みどり豊かな街づくりを進めていきます。
主な施策展開例	<p>◇市街地や街区の緑化推進</p> <p>市街地の緑化を推進するために都市緑地法に基づく諸制度を活用し民有地緑化を進めます。また、民有地の緑化（屋上緑化・壁面緑化など）のための施策を推進するとともに、ヒートアイランド現象の緩和に向けた緑化についても検討します。</p> <p>◇目に見えるみどりの創出</p> <p>公共施設や民有地において道路面を優先的に緑化するなどにより、目に見えるみどりを増やします。</p>

施策展開の方向（8）

みどりに親しめる身近な公園・緑地等の適正配置及び維持管理

主な施策対象	市街地の公園、市民緑地 など
説明	人々の暮らしの中で身近にみどりを感じられるように、市街地や市街地に近接する公園などのみどりの充実や公園の適正配置に向けた検討を行うとともに、市民緑地などの設置を進めます。
主な施策展開例	<p>◇市民ニーズに合った公園の適正配置</p> <p>市民が日常生活において、身近に公園（街区公園・近隣公園・地区公園など）を利用できるよう、都市公園における市民ニーズへの配慮と適正配置を検討します。</p> <p>◇誰もが楽しめる公園づくり</p> <p>子どもから高齢者まで誰もが利用しやすく身近にみどりを感じられるよう、公園のリニューアルやバリアフリー化を行います。また、公園施設の長寿命化計画に基づき、施設の適切な維持管理を行います。</p> <p>◇市民緑地等の設置</p> <p>民有地の樹林地やオープンスペースなどに誰もが立ち入り活用できるように、都市緑地法に基づく「市民緑地」等の設置に向けた検討と適切な管理を行います。</p>



みどり豊かな市街地に関するみどりの方針図

基本方針
5

人々の交流やいきいきとした生活に寄与するとともに、
身近に親しめるみどりを守り、つくり、再生し、活かします

施策展開の方向（9）

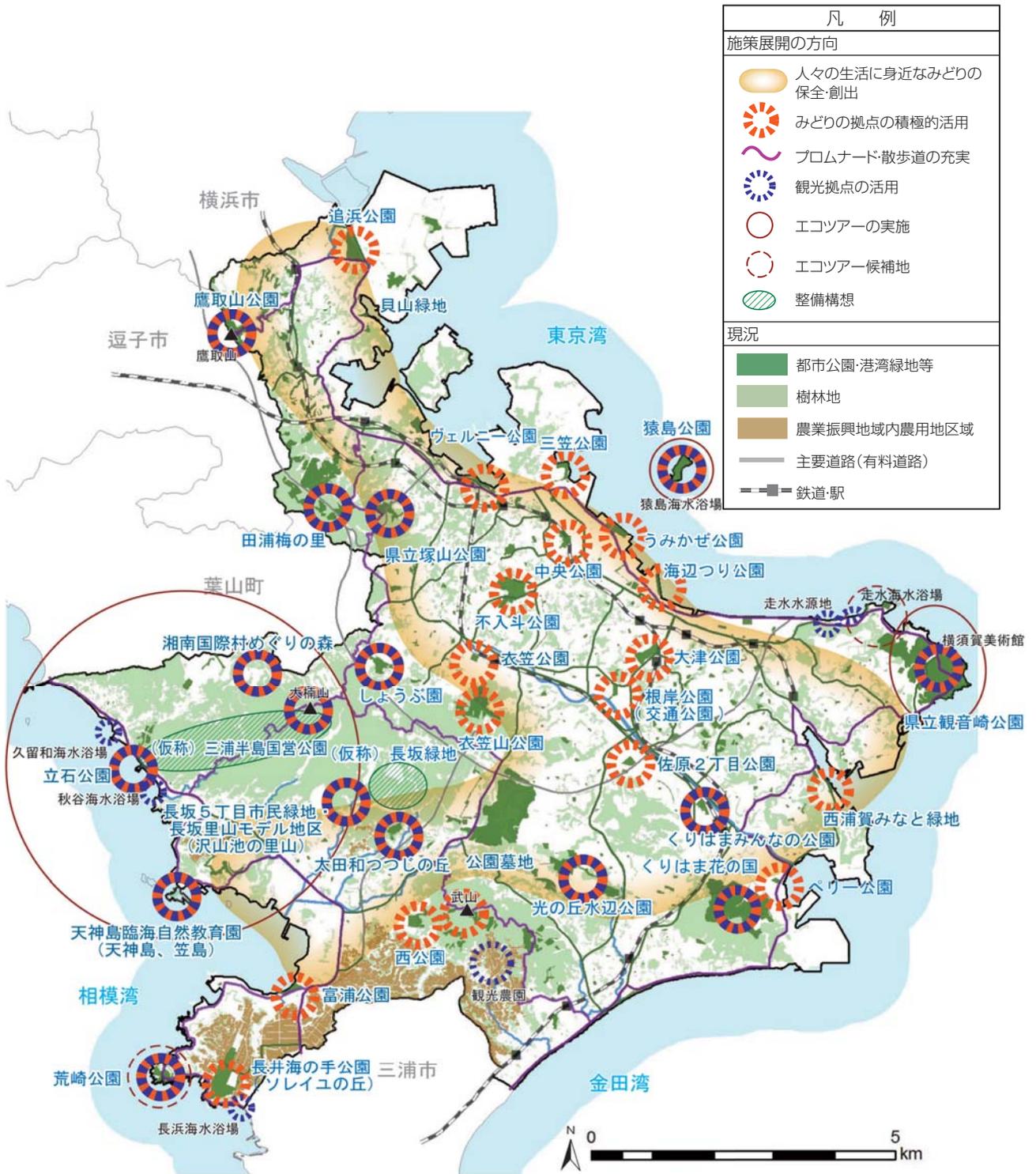
交流の場となるみどりの充実と、それらをつなぐプロムナードなどの充実

主な施策対象	交流拠点となる公園、プロムナードや散歩道 など
説明	健康増進、レクリエーション、観光など人々の交流の拠点となる公園などを個性と魅力あるものとして充実させていきます。また、拠点となる公園などをプロムナードなどで結び、積極的な活用が図られるよう、利便性を向上させます。
主な施策展開例	<p>◇都市公園、港湾緑地の充実と市民緑地の設置</p> <p>交流の拠点となる都市公園（総合公園・運動公園・風致公園・歴史公園など）や港湾緑地を充実させるとともに、市民緑地を確保し、人々が身近にみどりとふれあい、交流していくことのできる場の確保を図り、いきいきと快適に暮らせる都市づくりを推進します。</p> <p>※交流の拠点となる公園・緑地とは</p> <p>長井海の手公園（ソレイユの丘）・三笠公園・うみかぜ公園などのように本市を代表する観光の拠点となる公園や、運動公園や風致公園のように人々の健康増進や市民の交流の拠点となる公園及び都市公園や港湾緑地のことです。</p> <p>◇拠点となる公園・緑地の充実と維持管理</p> <p>交流の拠点となる公園や緑地を整備（リニューアル等）し、適切に維持管理していきます。</p> <p>◇プロムナード・散歩道の充実 など</p> <p>各拠点を移動しやすくするためのプロムナード・散歩道や既存道路の充実を図ったり、各拠点間の移動手段の確保を進めます。</p> <p>◇公園に関する積極的な情報発信</p> <p>交流の拠点となる公園・緑地の情報を積極的に発信し、みどりを活かします。</p>

施策展開の方向（10）

交流の場となるみどりをより身近に親しめるプログラムの充実

主な施策対象	みどりに親しむ、みどりを身近に感じる、エコツアー、集客 など
説明	本市の魅力あるみどりを活用し、交流人口の増加を図るとともに、みどりに親しむ場と機会を提供します。
主な施策展開例	<p>◇拠点となるみどりの積極的活用</p> <p>交流の拠点となる公園や緑地を交流人口増加のために積極的に活用していきます。</p> <p>◇みどりに親しむ場と機会の提供</p> <p>本市の魅力ある自然観光資源を守りながら、身近にふれあうことができる「エコツアー」等の施策を推進します。</p>



交流・身近・親しみに関するみどりの方針図

施策展開の方向（11）

都市の街なみと調和した目に見えるみどりの保全・創出

主な施策対象	斜面緑地、市街化区域の谷戸地域のみどり、風致や景観に優れたみどりやまちづくり など
説明	斜面緑地の保全や市街化区域の谷戸地域におけるみどりの再生及び市街地におけるみどり豊かな景観づくりを進めます。
主な施策展開例	<p>◇斜面緑地の保全 斜面緑地を守り、適切に維持していくための制度づくりを進め、安全性を優先した斜面緑地の保全のあり方を検討していきます。</p> <p>◇谷戸地域におけるみどりの再生 今後、「拠点ネットワーク型都市づくり」を進めることによって市街化区域の一部の谷戸地域が低密度化することに備え、長期的な視点から谷戸地域のみどりの再生のあり方について検討していきます。</p> <p>◇風致の保全 みどりと一体となって良好な風致を有する地域を守っていきます。</p> <p>◇花によるまちづくり 花があふれる美しいまちにするために市民・NPO・事業者・行政が連携した花によるまちづくりを進めます。</p>

斜面緑地と谷戸地域の現況

施策展開の方向（12）

自然的景観や歴史的・文化的資産と一体となったみどりの保全・創出

主な施策対象	自然的景観（公園や風致）、歴史的・文化的資産と一体となったみどり など
説明	自然的景観や歴史的・文化的資産と一体となったみどりを守り、つくっていきます。
主な施策展開例	<p>◇自然的景観の保全 本市らしい自然的景観や自然海岸などの海辺と一体となった良好な風致を有する地域を守っていきます。</p> <p>◇公園などによる海辺のみどりの保全・創出 海辺のみどりと一体となった都市公園や港湾緑地を維持し、みどりをつくっていきます。</p> <p>◇歴史的・文化的資産と一体となったみどりの保全・創出 歴史的背景のあるみどりや歴史的・文化的資産と一体となったみどりを守り、可能な場合には、そのみどりとふれあえる場を整備していきます。</p>

基本方針 7	地球温暖化を緩和し、温暖化に起因すると考えられる 極端気象などの各種の変化に適応するとともに、 自然環境を支えるみどりを守り、つくり、再生します
-------------------	--

施策展開の方向（13）

地球温暖化に対応（緩和策・適応策）したみどりの保全・創出

主な施策対象	丘陵のみどり、樹林地、斜面緑地、農地のみどり、緑化推進により創出されるみどり など
説明	地球温暖化の原因である温室効果ガスの中で最も排出量の多い二酸化炭素の吸収源となる植物を、様々な主体や場において守り、つくる施策を実施します。また、田畑などの農地のみどりにも多様な機能がありますが、本計画では二酸化炭素吸収源のみどりとして守っていきます。さらに、地球温暖化に起因すると考えられる極端気象などの各種変化に適応できるよう、みどりの保全を図ります。
主な施策展開例	<ul style="list-style-type: none"> ◇樹林地・農地の保全 二酸化炭素吸収源となる「丘陵のみどり」や「農地のみどり」を守り、育てていきます。 ◇都市の緑化推進 市域に多くのみどりを創出するため、民有地も含めた都市の緑化を推進します。 ◇樹林地と斜面緑地の安全性の向上 地球温暖化に起因する今後起こり得る災害の被害を最小限とするため、樹林地と斜面緑地の適正な管理手法を検討、実践し、集中豪雨などに適応できるみどりの保全を図ります。

施策展開の方向（14）

骨格となる丘陵部のみどりや自然環境を支えるみどりの保全

主な施策対象	丘陵部のみどり、自然植生、貴重な植物 など
説明	本市の自然環境の骨格となり、人だけでなく多様な生物にとっても重要な丘陵部のみどりを、守り、つくり、再生する施策を実施します。また、併せて自然植生や自然海岸と一体となったみどりなど自然環境のみどりを守っていきます。
主な施策展開例	<ul style="list-style-type: none"> ◇丘陵部のみどりの保全 鷹取山、田浦梅の里周辺、大楠山、衣笠山、武山などの丘陵部のみどりを、様々な法制度の活用や、都市公園とすることで守っていきます。また、それらのみどりを守り、育てていくための財源確保に向けた検討もしていきます。 ◇自然植生や天然記念物の保全 貴重な自然植生が残る猿島や観音崎など13地区の植生や、天然記念物の自然林等を守っていきます。 ◇貴重な植物の保全への対応 自生する貴重な自然植物を守るための調査や手法の検討を行います。

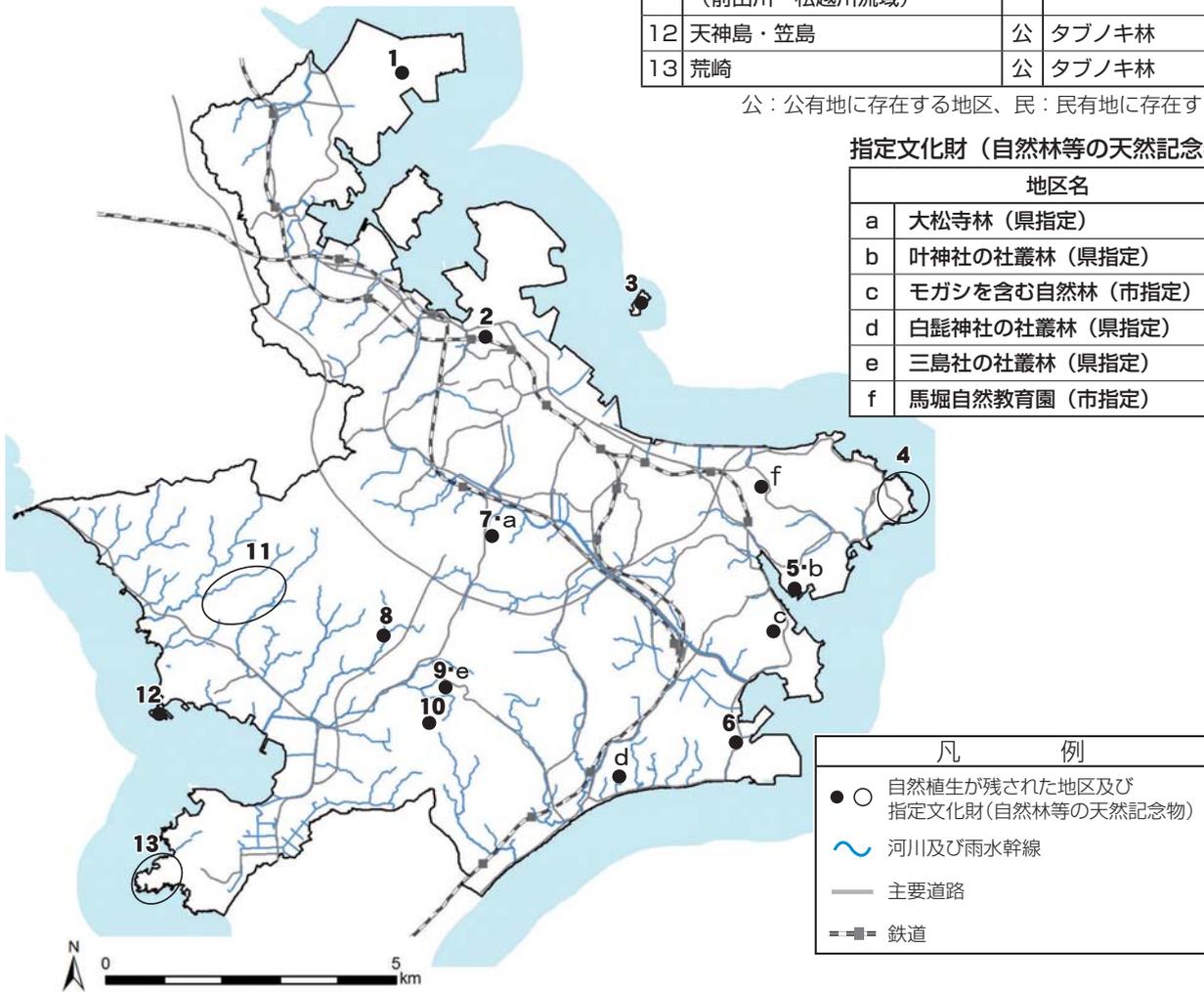
自然植生が残された地区

	地区名		主な植生
1	夏島貝塚	公	タブノキ林
2	諏訪神社（緑が丘）	民	アカガシ林
3	猿島	公	タブノキ林
4	観音崎	公	タブノキ林
5	叶神社（東浦賀町）	民	タブノキ林
6	住吉神社（久里浜八丁目）	民	モチノキ林
7	大松寺（小矢部三丁目）	民	タブノキ林
8	三浦正八幡神宮（太田和五丁目）	民	スタジイ林
9	三島社（武一丁目）	民	スタジイ林
10	武山不動尊周辺	民	タブノキ林
11	大楠山南面地域 （前田川・松越川流域）	民	タブノキ林、ケヤキ林
12	天神島・笠島	公	タブノキ林
13	荒崎	公	タブノキ林

公：公有地に存在する地区、民：民有地に存在する地区

指定文化財（自然林等の天然記念物）

地区名	
a	大松寺林（県指定）
b	叶神社の社叢林（県指定）
c	モガシを含む自然林（市指定）
d	白髭神社の社叢林（県指定）
e	三島社の社叢林（県指定）
f	馬堀自然教育園（市指定）



自然植生が残された地区及び自然林等の天然記念物